

第2章 危険物施設の設置・ 変更等

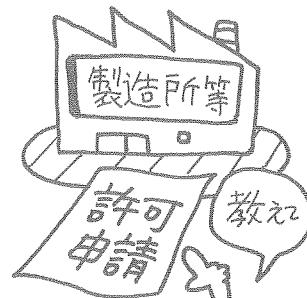
1 設置・変更等



製造所等の設置の許可申請

製造所等の設置の許可申請について教えてください。

危険物手引三



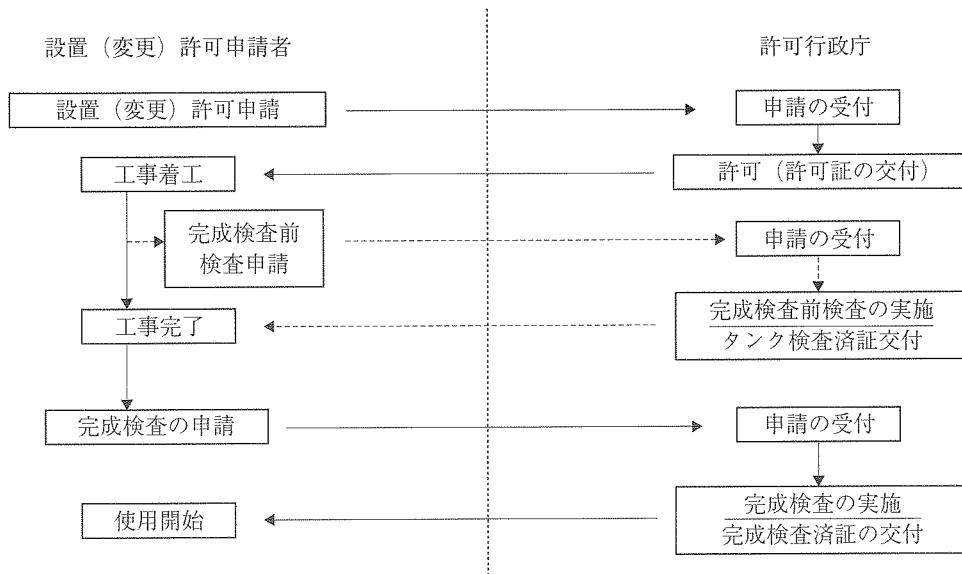
A 許可申請から使用開始までのフロー

製造所、貯蔵所または取扱所を設置しようとする者は、製造所、貯蔵所または取扱所ごと、その区分に応じてその区域を管轄する行政庁に許可申請し、許可を受けなければならぬこととされています。

一六九

設置許可申請から使用開始までの概略フローは図に示すとおりとされていますが、製造所、貯蔵所または取扱所の位置、構造または設備を変更しようとする場合も変更許可申請を行い同様の許可を受ける必要があります。

図 許可申請から使用開始までのフロー



危険物の貯蔵および取扱いの制限等

- ① 指定数量以上の危険物を製造所等以外の場所で貯蔵し、または取り扱ってはなりません。
- ② 所轄消防長または消防署長の承認を受けて10日以内の期間、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵しまたは取り扱う場合は、①によらないことができます。
- ③ 指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う場合には原則として製造所等を設置し、それぞれの基準に従い貯蔵し、または取り扱わなくてはなりません。

許可権限者

製造所、貯蔵所または取扱所（製造所等）を設置しようとする者は、表1の製造所等の区分に応じて定められている許可権者の許可を受けなければならぬこととされています。

許可の基準

これらの市町村長、都道府県知事または総務大臣（総称して「市町村長等」といいます。）は、消防法11条1項の規定による許可の申請があった場合において、その製造所、貯蔵所または取扱所の位置、構造および設備が消防法10条4項の技術上の基準に適合しつつ、

表1 設置許可権限者

製造所等の区分	許可をする者
消防本部および消防署を置く市町村（消防本部等所在市町村）の区域に設置される製造所、貯蔵所または取扱所（移送取扱所を除きます。）	当該市町村長
消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所または取扱所（移送取扱所を除きます。）	当該区域を管轄する都道府県知事
一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所	当該市町村長
一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所以外の移送取扱所	当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣）

当該製造所、貯蔵所または取扱所においてする危険物の貯蔵または取扱いが公共の安全の維持または災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならぬとされています。

設置許可申請書

一七一
製造所、貯蔵所または取扱所（製造所等）の設置の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（危険物規制別記様式2・別記様式3）

を、市町村長等に提出することとされています。

- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名および住所
- ② 製造所等の別および貯蔵所または取扱所にあっては、その区分
- ③ 製造所等の設置の場所（移動タンク貯蔵所にあっては、その常置する場所）
- ④ 貯蔵し、または取り扱う危険物の類、品名および最大数量
- ⑤ 指定数量の倍数

- ⑥ 製造所等の位置、構造および設備
- ⑦ 危険物の貯蔵または取扱いの方法
- ⑧ 製造所等の着工および完成の予定期日

必要な添付書類の例

- ① 設備内容説明書
- ② 委任状
- ③ 構造設備明細書
- ④ 危険物貯蔵、取扱数量算定計算書
(倍数集計表)
- ⑤ 危険物製造所等特例適用関係図書
(特例の適用を申請する場合のみ)
- ⑥ 事業所全体配置図
- ⑦ 製造所等の周囲状況
- ⑧ 機器全体配置図(平面図・立面図)
- ⑨ 工程概要説明書、工程概要図(フローシート)
- ⑩ 機器・装置等の漏れ、溢れ、飛散
に対する安全対策(製造所、一般取扱所)
- ⑪ 緊急時(エマージェンシー)対策
(製造所、一般取扱所)
- ⑫ 機器リスト
- ⑬ 危険物タンクの構造図、タンク基礎図等
- ⑭ 20号該当タンクの構造図、タンク基礎図等(20号タンクを有する場合)
- ⑮ その他の危険物取扱機器の構造図
- ⑯ 建築物、工作物の概要(基礎図を含む)

- ⑰ 囲い、油分離装置、ためます、床の傾斜、排水関係図
- ⑱ 防油堤容量計算書
- ⑲ 配管図(配管支持物等含む)
- ⑳ 架台の構造・強度計算書
- ㉑ 避雷設備、電気設備、静電気除去設備の概要図
- ㉒ 警報設備、消火設備の概要図
- ㉓ 危険物等データベース登録書または確認試験結果報告書
- ㉔ 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類(指定数量の倍数が10以上の製造所および一般取扱所(ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するものを除く)に限る。)

申請書の記載要領の例

- ① 設置許可申請書の表紙となる鑑は移送取扱所以外の製造所等用、および移送取扱所用の2種の様式が定められています。
- ② 申請者が設置者と異なる場合は、当該申請書に申請者が設置許可申請を行うことができる権限を示す書面(委任状、委託契約書の写等)を添えます。
- ③ 「設置場所」とは製造所等が設置される場所をいいます。移動タンク貯蔵所についてはその性質上「設置

場所」がないため、これに代えて移動タンク貯蔵所を常置する場所（常置場所）を記載します。

- ④ 設置場所の地域別（防火地域および用途地域別）はいずれも都市計画法に基づいた地域指定に関する事項です。これは地域の指定等によって製造所等の危険物施設の設置が制限されるため記載が必要となっています。
- ⑤ 「製造所等の別」とは当該製造所等が製造所、貯蔵所または取扱所のいずれに属するかの別をいい、「区分」とは危険物規制令2条または3条に示す貯蔵所または取扱所の区分をいいます。この「区分」には第1種販売取扱所と第2種販売取扱所の区分を含みます。
- ⑥ 製造所等の施設形態、貯蔵・取扱形態、貯蔵・取扱危険物の危険性に応じ、特例基準を含めた種々の位置、構造および設備の技術上の基準が定められており、申請時に適用を受ける条文を「位置、構造および設備の基準に係る区分」欄に明記します。特に申請者が適用基準を選択できる場合には、その旨を明記する必要があります。
- ⑦ 製造所等の着工および完成予定期日は申請する時点での予定を記すものですが、その後なんらかの事情により大幅に日程に差異が生じた場合

は、遅滞なくその旨を市町村長等に連絡等するものとされています。

- ⑧ 機械器具、設備等の図面は製造者等の発行するカタログを用いることもできます。
- ⑨ 構造設備明細書は製造所等の区分ごとに様式が定められているので該当する区分のものを使用します。
- ⑩ 第1種、第2種もしくは第3種の消火設備または火災報知設備を設ける製造所等にあっては、設計書を添付する必要があります。

危険物施設の設置・変更等 設置・変更等

memo.

提出を要する場合	製造所等を設置しようとするとき
提出先	市町村長等
<pre>graph LR; A[申請者] --> B[申請書]; B --> C[市町村長等]; C --> D[許可]; C --> E[不許可]; D --> B; E --> B;</pre>	

＜参考となる法令など＞

法10条、11条

危規4条、別記様式2、別記様式3

危険物手引六

一七四

危険物施設の設置・変更等 設置・変更等

様式第2（第4条関係）

製造所
危険物貯蔵所設置許可申請書
取扱所

平成〇〇年〇〇月〇〇日						
殿						
申 請 者						
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇)						
〇〇株式会社						
氏 名 代表取締役 甲野太郎 甲野印						
設 置 者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇				
	氏 名	〇〇株式会社 代表取締役 甲野太郎				
設 置 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町4-5-6						
設 置 場 所 の 地 域 別		防 火 地 域 別	用 途 地 域 別			
		防 火 地 域	商 業 地 域			
製 造 所 等 の 別		取 扱 所	貯蔵所又は取扱所の区分	営業用給油取扱所		
		危険物の類、品名（指定数量）、最大数量	第4類第1石油類(ガソリン)20,000ℓ 〃 第2石油類(軽油) 15,000ℓ	指定数量の倍	数	115.0
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令 第 17 条 第 1 項 (規則第 1 条 第 1 項)				
		位置は別紙案内図のとおりで、地下タンク5基、計量機5基その他を設備する。				
位置、構造、設備の概要		タンクローリーよりゴムホースで直接地下タンクに貯蔵し、計量機で汲み上げて自動車に直接給油する。				
		危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		着工予定期日		許可後即日
その 他 必 要 な 事 項						
		※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
		許可年月日 許可番号				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物施設の設置・変更等 設置・変更等

様式第3（第4条関係）

移送取扱所設置許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日		
殿		
申請者		
住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3(電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇)		
〇〇株式会社		
氏名 取締役社長 乙野二郎 (印)		
設置者	住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
	氏名	〇〇株式会社 取締役社長 乙野二郎
設置場所	起点	〇〇市〇〇町1-2-3
	終点	〇〇市〇〇町1-1-1
	経過地	〇〇市〇〇町
配管	延長	8 km
	外径	267.4 mm
	条数	1 条
危険物の類別、品名(指定数量)及び化学名又は通称名	第4類第3石油類 重油	指定数量の 倍数 200
危険物の移送量	400kl/日	
ポンプの種類等	種類・形式	スクリュー式
	全揚程	135 m
	吐出量	90 kl/時
	基數	1 基
危険物の取扱方法の概要	A工場のボイラ用重油の屋外貯蔵タンクへ送油する。	
着工予定期日	許可後即日	
完成予定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
その他必要な事項		
※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	許可年月日 許可番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 この設置許可申請書は、移送取扱所に用いるものであること。
 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 4 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。
 5 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 6 ※印の欄は、記入しないこと。
 7 総務大臣に申請する場合は、収入印紙(消印をしないこと。)をはり付けること。

危険物手引六